

第3次周南市地産地消促進計画（案）【概要版】

1. 趣旨

第2次周南市地産地消促進計画が令和2年3月をもって計画期間を終えることから、さらに地産地消を進めるための指針とする。

2. 位置づけ

「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化・地産地消法）」第41条に基づく「地域の農林水産物の利用の促進についての計画」として位置づける。

3. 計画期間

令和2年度～令和6年度の5年間

4. 計画の基本的な考え方

■基本理念

人・食・地域経済を支える地産地消の推進

■基本目標

水産物の
安全・安心な
安定的供給

地域ブランドの
推進

流通の仕組みづくり
と販路の確保

生産者と消費者の
相互理解の促進

■基本施策

(1) 担い手の育成・確保

(2) 産地の育成・強化

(3) 農地の有効活用

(4) 安全・安心の確保

(1) 地域産品のブランド化

(2) 6次産業化の促進

(1) 消費者ニーズに対応した
販売・流通体制の構築

(2) 地産外商の推進

(3) 学校給食等への
地場産物の使用拡大

(1) 農林水産業とふれあう場の創出

(2) 地産地消の普及・啓発の推進

(3) 食を通じた地産地消の取組

5. 計画の推進体制

市内の生産者、流通・販売業者、消費者などの関係団体、行政、一般公募の市民などで構成する「周南市地産地消推進協議会」を推進本部とする。